

# 旭川市病後児保育事業実施要綱

## (目的)

第1条 この要綱は、児童が病気の「回復期」であり、かつ、集団保育が困難な期間、一時的にその児童の保育を行うことにより、保護者の子育てと就労の両立を支援するとともに、児童の健全な育成及び資質の向上に寄与することを目的とする。

## (実施主体)

第2条 病後児保育事業（以下「事業」という。）の実施主体は、旭川市とする。なお、本事業については、市長が認めた者（以下「事業者」という。）への委託を行うことができる。

2 事業者は、事業開始にあたっては、あらかじめ事業内容等について、病後児保育事業開始届（様式第1号）により市長に届け出なければならない。

3 事業者は、前項に定める届出事項に変更があったとき、又は事業を廃止若しくは休止しようとするときは、病後児保育事業変更届（様式第2号）又は病後児保育事業廃止・休止届（様式第3号）により市長に届け出なければならない。

## (実施施設)

第3条 この事業は、病院・診療所、保育所等に付設された専用スペース又は本事業のための専用施設（以下「実施施設」という。）で行う。また、旭川市立の認可保育所以外で実施する場合は、あらかじめ市長が指定する実施施設を運営する法人等に委託して事業を行うものとする。

2 実施施設は、次の各号に掲げる基準を満たすものでなければならない。

(1) 実施施設には、この事業を専門に担当する者として看護師等を利用児童おおむね10人につき1名以上配置するとともに、病後児が安心して過ごせる環境を整えるために、保育士を利用児童おおむね3人につき1名以上配置すること。

(2) 保育室の面積は、原則として利用定員1人当たり1.98㎡以上とし、1室7.92㎡を下回らないこと。

(3) 観察室又は安静室は、乳幼児の静養又は隔離の機能を持つ部屋であって、原則として利用定員1人当たり1.98㎡以上とし、一室3.96㎡を下回らないこと。また、保育室とは別に整備すること。

(4) 調理室及び調乳室若しくは調乳場として区画された場所を有すること。また、専用の調理室が設けられない場合においては、本体施設等の調理室を兼用しても差し支えないこと。

(5) 前各号に掲げるもののほか事業に必要な設備及び備品を備えていること。

## (対象児童)

第4条 事業の対象者は、次の各号のすべてを満たしているものとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(1) 市内に居住し、保育所等に通っている生後5か月以上から概ね小学校3年生までの児童。

(2) 当該児童が病気の「回復期」にあり、入院の必要はないが、安静の確保に配慮する必要がある、集団保育が困難な児童。

(3) 当該児童の保護者が、就労、傷病、出産等により家庭において保育が困難である

児童。

(対象となる疾病等の範囲)

第5条 事業の対象となる疾病は、感冒、消化不良症（多症候性下痢）等乳幼児が日常罹患する疾病や感染性疾患（実施施設長が受入れ可能と判断したもの）、喘息等の慢性疾患及び骨折等の外傷性疾患等、実施施設長が必要と認めた疾病とする。

(利用定員)

第6条 各実施施設の利用定員は、1日3人とする。ただし市長が特に必要と認めるときは、利用定員を増やすことができる。

(開設日及び開設時間)

第7条 実施施設の開設日は、次の各号に掲げる日を除く毎日とする。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 年末年始（12月30日から翌年1月4日まで）

2 実施施設の開設時間は、午前8時から午後6時までとする。

(利用期間)

第8条 施設の利用期間は、連続する7日以内とする。ただし、児童の健康状態及び保護者の状況により実施施設長が必要と判断したときは、必要最小限の範囲内で延長することができる。

(事前登録)

第9条 事業を円滑に実施するために、事業の利用を希望する保護者はあらかじめ実施施設長に病児・病後児保育事業利用登録申込書（様式4号-1。以下「利用登録申込書」という。）及び同意書（様式第4号-2）を提出して登録しなければならない。

ただし、ネット予約サービスにおいても各施設に登録することができるものとし、その場合は利用登録者申込書及び同意書の提出を省略することができる。

なお、児童の受入れに際しては、予防接種の状況を確認するとともに、必要に応じて予防接種を受けるよう助言すること。

(利用申込み手続)

第10条 登録手続を完了した保護者が、事業を利用するときは、あらかじめネット予約サービスにおいて実施施設に利用の予約を行うものとし、実施施設は定員の範囲内で利用の予約を受け付け、予約をした保護者に対して利用の可否の連絡を行うものとする。

また、ネット予約サービスを利用できない保護者等からの予約は電話で受け付けるものとし、電話で予約の可否の連絡を行うものとする。

2 前項により利用が決定した保護者は、連携医療機関及びかかりつけ医療機関から発行された旭川市病児・病後児保育事業医師連絡票（様式第5号。以下「医師連絡票」という。）及び病児・病後児保育事業病状等連絡票（様式第5-2。以下「病状等連絡票」という。）を利用当日に提出しなければならない。

(利用の制限)

第11条 実施施設長は、次の各号のいずれかに該当するときは、事業の利用を認めないことができる。また、利用期間中であっても利用を取り消すことができる。

(1) 児童又は保護者が第4条に掲げる要件に該当しないと認められるとき。

- (2) 利用児童が定員を超えたとき。
- (3) 児童の症状が変化して、実施施設において対応が不可能なとき。
- (4) 定員の枠内であっても異なる感染症等により安全に隔離することができないとき。
- (5) その他実施施設長が利用を不相当と認めたとき。

(実施施設の留意事項)

第12条 実施施設は、事業の実施に当たって次の事項に留意しなければならない。

- (1) 児童の体温の管理等その健康状態を適切に把握し、症状に応じて安静を保てるように処遇内容を工夫すること。また、複数の児童を受入れる場合は、他児への感染に配慮すること。
- (2) 実施施設は、緊急時に児童を受入れてもらうための医療機関をあらかじめ選定し、事業運営への理解を求めるとともに協力関係を構築すること。また、医療機関、保育所その他の関係機関との十分な調整を図ること。
- (3) 手洗い等の設備を設置し、衛生面への十分な配慮を施すことで、他児及び職員への感染の防止に配慮すること。

(利用料等)

第13条 実施施設長は、事業を利用する保護者から利用料として、次に定める額を徴収するものとする。ただし、給食を希望した場合は、事業を利用する保護者から、給食費として1日300円を利用料に加算して徴収するものとする。

利用料	5時間以内	850円
	5時間を超える場合	1,700円
	同一疾病による連続利用の2日目以降	850円
給食費	希望の場合1日	300円

2 実施施設長は、前号で徴収した利用料等を事業実施に係る費用の一部に当てるものとする。

(利用料の免除)

第14条 前条の規定にかかわらず、実施施設長は次に掲げる世帯の保護者が希望したときは、別に定める書類の提出を受け、病児保育事業の利用料を免除するものとする。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯
- (2) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30条）による被支援世帯
- (3) 前年度分の市町村民税が非課税の世帯  
非課税世帯とは前年度分の市町村民税が、申請者とその配偶者（婚姻の届出を提出していないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含む。以下同じ。）のいずれも非課税である世帯をいう。

(事業の経費の負担)

第15条 市長は、事業の委託に要する経費を実施施設に支弁するものとする。

(実施報告等)

第16条 実施施設長は、各月毎に病後児保育事業利用状況報告書(様式第9号)により報告しなければならない。

2 実施施設には、予約管理台帳、業務日誌、病後児保育記録その他必要な書類を備えるものとする。

3 保育中に死亡事故又は治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病を伴う重篤な事故等(その後の経過に係わらず、意識不明、人工呼吸器を付ける又はICUに入る等)が生じた場合には、「病後児保育事業事故報告書」(様式第10号-1及び様式第10号-2)により速やかに旭川市に報告するものとする。ただし、様式第10号-1については原則事故発生当日、遅くとも翌日に提出することとし、状況の変化や必要に応じて、追加の報告を行うこととする。

(その他)

第17条 この要綱に定めるほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成12年10月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年6月3日から施行し、平成13年4月1日から適用する。

附 則

1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

2 改正後の旭川市病後児保育事業実施要綱第9条に規定する病後児保育事業利用登録申請書(様式第1号)については決裁日から適用する。ただし、平成24年3月31日以前に当該事業を利用する場合については従前の例による。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年12月19日から施行し、平成29年11月10日から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年10月1日から施行する。